

Q9 会社から、仕事がないので2週間休んで欲しい(一時休業)と言われました。会社側の都合により休まなければならないとき、賃金の保障はないのでしょうか。

A9 使用者は、労働者の責任によらず、使用者の責任で労働者を休業させる場合には、休業日1日につき少なくとも平均賃金の100分の60以上の「休業手当」を支払わなくてはなりません。休業手当の支払い期日は、賃金と同じく、所定の支払期日に支払わなければなりません。

ただし、天災事変(地震や火災など)その他経営者として最善の努力をつくしてもどうしようもない不可抗力的な休業の場合、のみ支払義務は除外されます。

(労基法第26条)

正当な理由がないにもかかわらず、賃金が支払われない場合には、使用者との自主的な話し合いや、公的機関に相談することなどにより解決を図ってください。(Q8、8ページ参照)

☆休業手当の支払いに関する問題は、詳しくは最寄の労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。(「労働相談機関」、17ページ参照)

Q10 会社が倒産したら、従業員の賃金等は他の債権より優先して支払ってもらえるのですか。

A10 「倒産」には、①破産、民事再生、会社更生のように、法律が定めた処理の手続きによって進められていく「法律上の倒産」と、②そのような法律上の手続きによらない「任意整理」(事実上の倒産)があります。

会社の倒産が、これらのどれに該当するかにより、賃金等の債権の優先順位は異なってきますので、以下の解説を参考にしてください。

なお、詳しくは最寄りの法務局にお問い合わせください。

📖解説📖

■ 主な倒産処理とその特徴は、次のとおりです。

会社等が経済的に破綻した場合に、会社等を維持していく方針で倒産処理をする「再建型」と、会社等を消滅させる方針で倒産処理をする「清算型」に大別できます。

倒産の種類		倒産処理の特徴
	任意整理 【再建型・清算型】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権者との個別交渉等で債務を減らす方法 ・ 裁判所等の監督はなく、スピーディーな解決が図られる ・ 支払の原則は民法や商法の規定によるが、場合によっては『早い者勝ちの回収』になる可能性もある
法律上の倒産	破産 【清算型】 (破産法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての資産を配分して清算する。会社等は解散 ・ 管財人が清算事務を行い、裁判所がこれを監督する ・ 手続が終わるまでに時間がかかる場合も多いといわれている
	民事再生 【再建型・清算型】 (民事再生法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主として中小企業等を対象に、スピーディーな再建を目指して創設された制度(但し、大企業にも利用されている) ・ 裁判所の監督のもと、原則として、それまでの経営者が事業経営を持続できる ・ 営業譲渡等により、早期かつ弾力的な清算を目的とするためにも利用される
	会社更生 【再建型】 (会社更生法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主として大企業を対象とした制度 ・ 管財人が更生会社の事業経営と財産管理処分を行い、裁判所がこれを監督する ・ 手続が終わるまでに時間をかかる場合も多いといわれている

Q11 倒産したときに、給料、退職金が、使用者に代わって支払われる「未払賃金の立替払い制度」とはどのようなものですか。

A11 未払賃金の立替払制度は、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、企業が「倒産の状態」（法律上の倒産、事実上の倒産）にあるため、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その賃金の一定範囲について国（労働者健康福祉機構）が事業主に代わって支払う制度です。

📖解説📖

■ 次の要件を満たす場合は立替払を受けることができます。

○立替払をしてもらうことができる企業（(1)と(2)の両方を満たす場合）

(1) 1年以上事業活動を行った企業であって、労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと

(2) 倒産の状態にあること

① 破産宣告（破産法）、②特別清算開始の命令、③再生手続開始の決定（民事再生法）、④更生手続開始の決定（会社更生法）

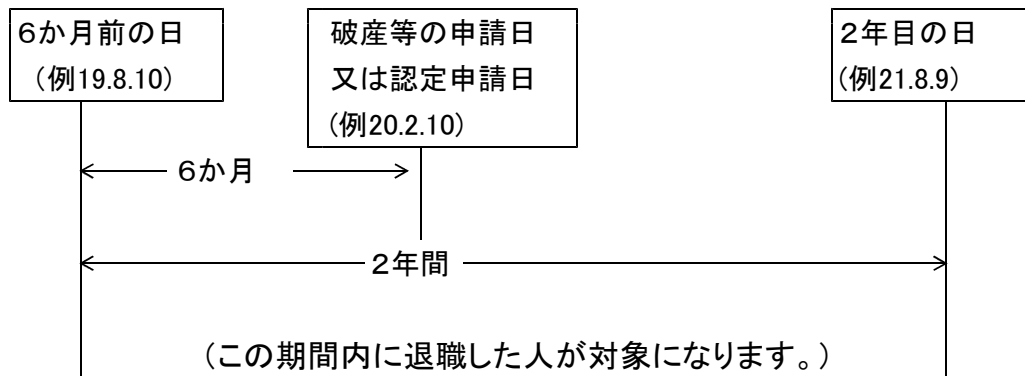
⑤ ①から④に掲げる事由のほか、中小企業の事業主が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことについて、労働基準監督署長の認定があったこと。

(①～④については「法律上の倒産」、⑤については「事実上の倒産」と呼んでいます。)

○立替払を受けることができる労働者

破産の申立等（「事実上の倒産」の場合は、労働基準監督署長への認定申請）の日の6か月前から2年の間に、当該企業を退職していること。

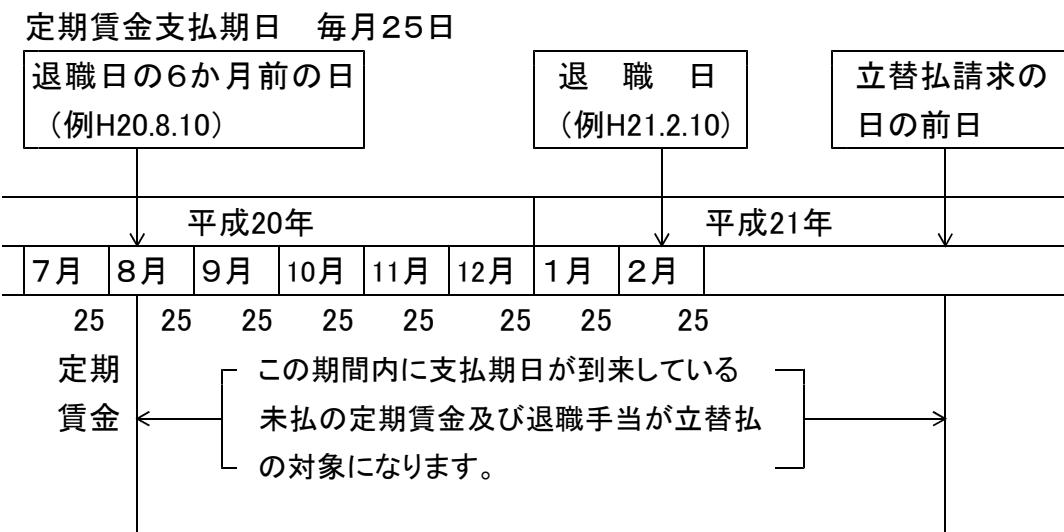
(参考)



○立替払の対象となる未払賃金

退職の日の6か月前の日から立替払請求日の前日までの間に支払期日が到来している定期賃金及び退職手当の一部又は全部が未払いになっていること。
(ただし、総額が2万円未満の場合は対象となりません。また、いわゆる「ボーナス」も対象となりません。)

(参 考)



■ 立替払の額には限度があります。

立替払をする額は、「未払賃金の総額」の100分の80の額です。ただし、立替払の対象となる未払賃金の総額には限度額が設けられています。(賃金の支払の確保等に関する法律施行令)

【立替払の額】

退職日の年齢	未払賃金の上限額	立替払の上限額
45歳以上	370万円	370万円×0.8＝296万円
30歳以上45歳未満	220万円	220万円×0.8＝176万円
30歳未満	110万円	110万円×0.8＝88万円

■ 請求手続は、「法律上の倒産」の場合と「事実上の倒産」の場合で異なります。

「法律上の倒産」の場合は原則として、退職労働者が未払賃金額等について裁判所又は破産管財人等の証明を受けなければなりません。

また、「事実上の倒産」の場合は労働基準監督署長の確認を得た後、国(労働者健康福祉機構)に立替払を請求し、同機構がこの請求に基づいて立替払を行います。